

西東京市における移動制約者の状況及び
有償ボランティア輸送の必要性等について

第1 移動制約者の状況について

西東京市で生活する障害者等の人数は、令和3年度末現在で身体障害者手帳登録者が5,751人、要介護認定等を受けた高齢者等が10,936人、知的障害児者が1,443人、精神障害者が2,147人でした。また、人工透析を必要とする腎臓疾患患者492人を含め難病の認定を受けている方が2,956人でした。

このうち肢体不自由児者の2,782人、要介護3～5の認定を受けている高齢者等の4,050人、1・2度の知的障害児者407人のほか、精神障害者の一部及び難病の認定を受けている方のうち人工透析を必要とする腎臓疾患患者等、多くの方々が、通院等外出する際に単独で公共の交通機関を利用することになんらかの支援を必要とする移動制約者と推定されており、こうした移動制約者の人数は年々増加しています。

(1) 身体障害者手帳所持者数

(ア) 障害程度等級別

(単位 人)

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	1,889	1,920	1,967	1,973
2級	817	818	842	851
3級	839	845	844	858
4級	1,330	1,354	1,400	1,401
5級	374	379	396	408
6級	238	241	253	260
計	5,487	5,557	5,702	5,751

(イ) 令和3年度障害別

(単位 人)

種別	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部	計
交付数	349	503	87	2,782	2,030	5,751

(2) 難病医療費助成状況

(単位 人)

	令和3年度
助成者数	2,956 (492)

※括弧内の数字は人工透析を必要とする腎臓疾患患者数

(3) 要介護認定者等の状況 (単位 人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
要支援 1	1,036	1,105	1,186	1,302
要支援 2	746	752	812	849
要介護 1	2,764	2,723	2,936	2,974
要介護 2	1,957	1,952	1,825	1,761
要介護 3	1,497	1,499	1,510	1,593
要介護 4	1,363	1,348	1,418	1,447
要介護 5	1,053	1,048	1,034	1,010
計	10,416	10,427	10,721	10,936

(4) 愛の手帳（知的障害）所持者数 ※他県では療育手帳 (単位 人)

等 級	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 度	43	44	46	45
2 度	338	346	360	362
3 度	304	317	337	340
4 度	630	650	683	696
計	1,315	1,357	1,426	1,443

(5) 精神保健福祉手帳所持者数 (単位 人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付者数	1,754	1,988	2,036	2,147

(参考) 西東京市の人口の推移 (単位 人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
男性	98,045	100,031	100,170	99,818
女性	102,881	105,622	105,897	105,908
計	200,926	205,653	206,067	205,726

第2 西東京市交通計画（抜粋）

(1) 移動制約者の外出支援策の推進

本市では現在、移動困難者に対する外出支援策(表1)を実施しています。しかし、今後の超高齢化社会を見据え、より広範な「移動に制約がある方（移動制約者、下図参照）」の外出を支援することも必要です。

市内には、路線バス・はなバス（コミュニティバス）によって、公共交通空白地域（駅から1km 圏外、バス停から300m圏外）はほとんど存在しない状況ですが、通常のタクシーと同額運賃で自由に利用可能なユニバーサルデザインタクシー（車椅子使用者をはじめ様々な方が使いやすい仕様の車両でUDタクシーとも言います。）を事業者が積極的に導入しやすいしくみや、コミュニティタクシー導入などを検討・推進します。

(表1) 現在実施されている福祉分野の移動困難者に対する外出支援サービス

支援策	ハンディキャブ・ けやき号	NPO 法人等による自動 車での移動サービス	タクシー利用券 の交付	高齢者等 外出支援サービス
対象者	市内に住所を有し、障害などのため車いす等を使用しなければ外出が困難な方、および重度の視覚障害者	外出が困難な方	市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳1級から3 級、(2) 愛の手帳1 度から3度	介護保険認定において要介護2 以上と認定を受け、かつ、心身の障害等により外出が困難で、一般の公共交通機関では外出ができない在宅で居住している方
内容	車いすのまま乗車できる自動車けやき号を運行し、日常生活の利便等を図ります。(無料。ただし有料道路料金等は利用者負担)	団体ごとに利用目的などに違いがある。	タクシー事業者25 社（リフト付タクシー5 社を含む）、NPO 法人5 法人で利用できるタクシー券を交付	介助員を配置したリフト付きの福祉車両等を用いて外出支援を行います。 ※自己負担額:実車料金、有料道路料金、駐車料金
制限	市役所田無庁舎を中心として半径30 キロメートルの範囲を運行。利用時間等の制限があります。必ず付き添い者が同乗すること。	団体ごとに年会費や利用料金等の負担がある。	月額3,000 円相当分	利用者の居宅を中心とした半径20 キロメートルの範囲内
窓口	障害福祉課	各NPO法人等	障害福祉課	高齢者支援課

■移動制約者と移動困難者

移動制約者

・移動困難者に加え、長い距離が歩行できない方、高齢者、移動困難者ではないが障害のある方、妊娠中の方、子ども連れの方、重い荷物を持った方、公共交通が不便であるがマイカーを有していない方など

移動困難者

・独立した歩行が困難、単独で公共交通機関の利用が困難等の障害のある方

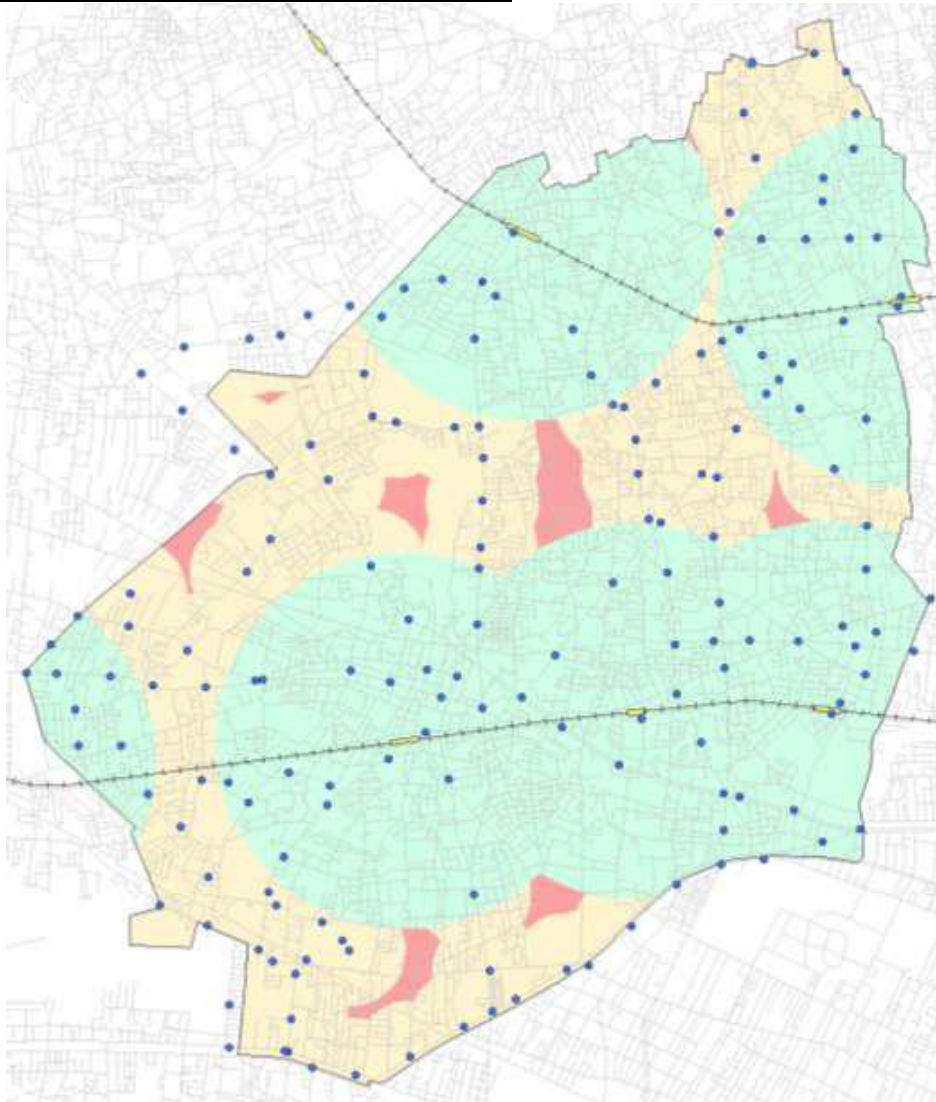
(2) 公共交通空白地域の状況

「鉄道駅から1km 圏外かつバス停から300m 圏外の地域」である公共交通空白地域は下図のように分布しています。

公共交通空白地域の居住者は西東京市人口の約2%（約4,000人）となっています。

■西東京市内の公共交通空白地域※

	地域	人口割合
	鉄道駅1km 圏内	69.6%
	鉄道駅1km 圏外かつバス300m 圏内	28.4%
	公共交通空白地域	2.0%



【参考：西東京市内に事業所を置くタクシー会社のUD車両等導入状況】

会社名	回転シート付	UD車両	ジャパンタクシー
三幸自動車株式会社	6	3	11
大和交通保谷株式会社	0	2	28
田無交通株式会社	0	0	1
西武ハイヤー(株) ひばりが丘営業所	5	2	14
計	11	7	54

※令和5年7月現在 各営業所へ電話にて確認

(3) 移動制約者の短距離移動の負荷

西東京市内は、幹線的な公共交通機関である鉄道・路線バスがあり、また、幹線的公共交通機関ではサービスできない地域を「はなバス」が運行し、公共交通網が充実しています。

公共交通空白地域(鉄道駅1km圏外、バス停300m圏外)はほとんど解消されており、駅から離れた地域でわずかに残っているに過ぎず、その距離もバス停からわずかに300mを越える程度です。

一方、駅周辺の1km以内の徒歩圏であっても、石神井川の段丘などでは移動制約者にとって歩行の難しい場合も考えられます。

第3 移送サービスのあり方と方向性

移動制約者への市独自の支援施策としては、委託と助成の2方向から充実を図っています。

委託事業としては、特定非営利活動法人に委託しリフト付福祉車両を用い、主に車いす利用者や重度の視覚障害者を対象に運行しています。

助成事業としては、タクシー利用券の補助、自動車燃料費補助、タクシーの迎車料金を助成する高齢者外出支援サービスを実施しています。

本事業については、一定の成果を上げているものの、重度の知的障害者や透析患者については、その障害の重症度や状況によって、従来から利用してきたボランティア輸送を主に利用しているなどニーズがあり、こうした車両の使用については、社会資源の活用の観点からも不可欠であると言えます。

また、知的障害児者や透析患者の移送については、その特性や緊急の対応について熟知した者の運転が必要です。

我が国は、人口減少社会や高齢化社会という、これまでに経験したことのない時代を迎えようとしています。総人口は平成20年をピークに減少しており、今後若年人口の減少や老年人口の増加など、人口構造も現在と比べると大きく変化し、経済規模

の縮小や地域社会の維持といったことが懸念されています。これらの変化は本市においても例外ではなく、人口減少や人口構造の変化の影響を見据えた対応が求められています。

本市では平成 28 年 3 月に「西東京市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、「健康」応援都市の実現を戦略の基軸に位置づけています。「健康」応援都市は、ここからただの健康といった保健医療分野のみならず、社会や経済、居住や教育といった個人を取り巻く全ての生活環境が健康水準を向上させるための要素として捉えたものです。さまざまな社会的変化に柔軟に対応し、すべての市民が健康で生き生きと暮らし、まちを楽しむことが重要であり、そのためには、生活環境を含めた健康なまちづくりを進める必要があります。

増加が見込まれる高齢者、年々増加する障害者等の移動制約者に移送サービスを提供するためには、公共交通や福祉有償運送等、市内にある社会資源を最大限活用する必要があります。

西東京市有償ボランティア運営協議会においては、誰もが安全に移動でき、安心して住み続け生活できる交通環境の実現に向け、移動制約者の安全や利便性を第一に考え、市内の公共交通機関と福祉有償運送とが協働し、移送サービスを提供できる環境を目指し、これまで以上に個別の状況やさまざまな障害によるニーズを柔軟に勘案した協議をお願いするものです。